

貴族院の会派「研究会」の初期「会則」・「規則」について

小林 和幸

はじめに

本稿では、貴族院の会派「研究会」の創設当初の会則について紹介すると共に、創設前後の研究会について若干の考察を行うものである。

明治二十四年一月に設立された研究会は、以後貴族院廃止に至る迄、院内会派として大きな影響力を持ったことがよく知られている。しかし、設立当初の会則については、水野勝邦氏の『貴族院の会派研究会史』⁽¹⁾以来不明とされ、管見のところ現在までに紹介されている最も古いものは、大正五年五月に改正されたものに止まる。

筆者は、最近、長野県選出の多額納税者議員山田荘左衛門の関係文書（長野県中野市立「（仮称）山田家資料館」所蔵「東江部村山田庄左衛門家文書」以下「山田家文書」と略す。）を調査する機会を得たが、その際、研究会の初期会則を見出した。山田荘左衛門は、明治二三年多額納税者議員互選で当選して以来、七年の任期の大半を研究会所属議員として活動した。「山田家文書」中には研究会からの諸種の通知類が残されている。筆者は、本関係文書を使って、多額納税者議員と初期議会の

貴族院内政治会派について検討を進めており、今後「多額納税者仮議員事務所」や会派所属のあり方について別稿で明らかにしたいと考えているが、本稿では、先ず、研究会創設当時の会則を中心に検討し、初期の研究会について言及しておきたいと思う。

一、研究会の創設

研究会は、第一議會を経て、明治二十四年一〇月から一一月にかけて、貴族院内にあった小会派・小派閥の糾合活動により創設された。

水野勝邦氏の研究や鍋島直虎「研究会小史」⁽²⁾によると、第一議會から活動していた政務研究会（華族會館で木曜日に集會したことから「木曜會」の名称でも呼ばれたという）が明治二十四年三月「同志會」と名称を改め、政治會派としての活動を展開しようとしていた。同志會は、加納久宣（子爵）を中心とする三〇名のグループで、規約を有していた。その第八条では「本會ノ決議ハ全會員ニ於テ必ス之ニ服従スルノ義務アルモノトス」と定めている。會員への政治的な拘束力を持つ「政治會派」

であり「研究会」の源流であったといえる。第一議會終了後、加納は、衆議院の民党が主張した政費節減、民力休養に反対し、新規事業を推進する積極主義の予算運営を主張していた。⁽⁴⁾この主張は、政府の要請に合致する政治志向でもあった。

この同志会に対し、中山孝麿（侯爵）、千家尊福（男爵）、広橋賢光（伯爵）から新しく設立する「研究会」に同志会全員が入会するよう働きかけがあったという。これに応えて、同志会では、同会会員大原重朝（伯爵）、山内豊誠（子爵）らが発議者となって、合併への協議がはじまった。

同年一〇月二〇日築地精養軒での会合で研究会設立が決まったが、同月三〇日、同志会は全員が入会する事を議決した。その結果、十一月四日に研究会が発足し、ついで一月三〇日には、発会式を行った。

この研究会創設の背景には、当時の貴族院の状況があったと思われる。第一議會、衆議院での予算審議で、政府と民党との攻防から、妥協成立に時間がかかった結果、貴族院への予算案の送付が遅れ、審議時間は大幅に削減されることになった。政府は貴族院に予算の成立のため、衆議院との妥協通りでの可決を望んだ。しかし、谷干城（予算委員長、子爵）をはじめとする議員は、貴族院の予算審議権を確保するため、そうした「めくら判」的な審議を拒否しようとしたのであった。⁽⁵⁾貴族院内に政府からの独立を志向する勢力の存在が明白になったのである。こうした勢力は、明治二十四年一月二日召集の第二議會に向け、結束を強めようとしていた。

実際に第二議會では、谷干城が提出した「施政ノ方針ニ関スル建議案」

を巡って貴族院内に攻防が生じた。建議案の内容は、行政整理を行って予算を節減し、民力の養成と国防の完備に充てるよう求めるものであった。松方正義内閣は、民党の予算削減の主張と同様に、政府が進める財政運営の積極主義に反対するものと認識して、その可決阻止に動いた。貴族院では、建議案に賛成する勢力が政治会派を結成し、一方、政府側は、これに対抗する会派「研究会」を政府支持にまとめて、この建議案を七八対九七の僅差で否決せしめた。

その攻防の結果は、「貴族院中ニモ追テハ民党ト吏党トノ名称並ニ事實發生シ、随分困難ナル事ニ可相成候。其民党ハ三曜会（近衛公一味）及勤儉尚武連（谷三浦一味）ヨリ成立シ、吏党ハ研究会（千家中山侯）之連中ニ御座候。其総員ハ互ニ伯仲スルモ、民党ハ今回之敗北ニテ堅固ナル団体トナルモ、研究会ハ其内実未ダ堅固ナラザル事實有之候」と、金子堅太郎が伊藤博文に報ずるように、貴族院内には民党（三曜会・懇話会＝反政府派）と吏党（研究会＝政府支持派）の対立が明白となったのである。

谷らは、明治二十四年末、政治会派「懇話会」を設立した。『東京朝日新聞』明治二十四年二月二三日号では、「島津忠済、谷干城、三浦安、曾我祐準、小沢武雄、山川浩の諸氏四十余名は今回懇話会と称する一団体を組織し島津公爵を推して仮りに会長となしたり」との記事を掲載している。これに、近衛篤磨・二条基弘が設立した三曜会（近衛は第一議會から「月曜会」という政務調査の会を設けていたが、その月曜会を発展させたもの）が連合して政府の予算案や政治運営を厳しく監督しよう

とする。⁽⁷⁾ こうした動きに対抗し、貴族院内に勢力を確保しようとした政府の働きかけが、研究会創設の背景にはあったのである。

なお、谷干城の「施政ノ方針ニ関スル建議案」には、後に研究会に所属する多額納税者議員が賛成の署名をしていた。この建議案の賛成者につき、国立公文書館所蔵「公文雑纂」中の史料からその人名を以下に示しておく。⁽⁸⁾

谷干城(懇)、二条基弘(三)、近衛篤磨(三)、島津忠清(懇)、久我通久(大)、松浦詮(無)、上杉茂憲(懇)、小笠原忠忱(懇)、中川久成(懇)、鳥尾小弥太(大)、黒田清綱(懇)、河田景與(第四議会までに辞職)、伊集院兼寛(懇)、五条為栄(三)、鍋島直彬(懇)、竹内惟忠(三)、一柳末徳(三)、松平乗承(三)、松平信正(懇)、佐竹義理(三)、板倉勝達(三)、新莊直陳(三)、山口尚芳(懇)、神山郡廉(懇)、三浦安(懇)、宮本小一(懇)、楢取素彦(大)、永山盛輝(研、提出時に署名取消し)、小澤武雄(懇)、渡邊驥(無)、原田一道(大)、山川浩(懇)、本多副元(三)、杉溪言長(三)、島津珍彦(懇)、鶴殿忠善(三)、橋口兼三(研、提出時に署名取消し)、安藤則命(懇)、藤村紫朗(懇)、渡正元(懇)、村田保(懇)、金井之恭(無)、長谷川貞雄(大)、前田正名(無)、丸山作楽(懇)、寺島秋介(大)、原忠順(懇)、諫早一学(第四議会までに辞職)、野崎武吉郎(無)、下郷伝平(研)、若尾逸平(研)、蟹江史郎(三)、宮崎總五(研)、長谷川直則(研)、梅原修平(懇)、澤原為綱(懇)、久保田真吾(三)、山田穰(第四議会までに死去)、林宗右衛門

貴族院の会派「研究会」の初期「会則」・「規則」について

(懇)、水之江浩(研)、吉田三右衛門(研)、関口弥五(懇)、鹿毛信盛(研)、田部長右衛門(無)、村上桂策(懇)、山田莊左衛門(研)、桑田藤十郎(懇)、中村雅真(懇)、山崎慎三(懇)、岡野是保(懇)、桜井伊兵衛(懇)、角田林兵衛(懇)、渡邊甚吉(研)、島内武重(研)、鈴木伝五郎(茶)、菊池三郎(三)、瀧口吉良(研)、五十嵐敬止(三)注・人名の後の()内は、会派所属人名が明らかになる第四議会での会派所属を表す。(懇) ≡ 懇話会、(三) ≡ 三曜会、(大) ≡ 大和倶楽部、(研)

≡ 研究会、(茶) ≡ 茶話会、(無) ≡ 無所属

このように、懇話会、三曜会所属の議員と鳥尾小弥太率いる大和倶楽部の所属議員が多いが、第四議会までに研究会所属となる多額納税者議員が谷の建議案に賛成していたことがわかるであろう。

第二議会は明治二十四年二月二五日、民党の予算案に対する反対姿勢を背景に解散された。その際、研究会創設に深く関わった千家尊福は、松方首相に対して以下の如く述べている。

研究会ハ本日集会ヲ催シ向來之事、篤と申合せ、一層國家之為ニ尽力致候事ニ致シ加フルニ内々納税議員重立チ候モノ即渡辺甚吉、山田穰、瀧口吉郎、若尾逸平等ト申合せ連絡ヲ通シ政府ノ新事業即鉄道策始贊助スル積ニ内約致置候。双方之人員ヲ合スレハ、九十余名ニモ相成其上新任議員拾八人モ近々誘説候積ニ候ヘハ、上院ハ御心配無之而宜布様ニ可相成ト奉存候。⁽⁹⁾

この書翰に示されているとおり、第二議会での攻防を踏まえ、研究会の結束を強化する試みが行われ、あわせて多額納税者議員の取り込みが

図られた。多数派となるために多額納税者議員の吸収は重要であつたことが示されている。この働きかけにより谷の建議案に賛成し懇話会や三曜会と一度は同調した多額納税者議員が研究会に移つたのである。なお、この書翰中には名は現れないが、この動きに山田莊左衛門も呼応して研究会に入ることになった。こうした研究会への多額納税者議員の会派所属変更は、多額納税者議員の特殊性に起因するものであるが、この点については、その背景も含め、前述の通り「山田家文書」を利用して、別稿で論ずることとする。⁽¹⁰⁾

また、この書翰中の「新任議員拾八人」とは、松方内閣によつて新たに任命された勅選議員のことであるが、彼らの多くは官僚系の会派「茶話会」を結成し研究会と提携することになる。

二、研究会の初期「会則」とその改正

このようにして研究会は急速に整備され、明治二五年に入ると主趣書ならびに会則を定めた。この内、主趣書は、伊藤博文の指示により伊東巳代治が起草したと言われ、前掲の鍋島「研究会小史」や水野前掲書にも掲載されており、よく知られているのでここでは触れない。

一方、従来明らかになつていなかった研究会設立期の会則は、「山田家文書」所収の以下の史料と思われる。

研究会々則

第一条 本会ハ貴族院議員中同志者相謀リ必要ナル事件アルトキハ

会同シテ之ヲ研究スルモノトス

第二条 本会ノ意見ハ出席員ノ過半数ヲ以テ決ス

第三条 本会ノ決議ヲ実行スルトキハ会員ハ総テ之ニ従フ可キモノトス

但万止ムヲ得サル理由アリテ其決議ニ従フ能ハサル者アルトキハ予シメ其旨ヲ本会ニ詳述シタル後ニアラサレハ自己ノ意見実行スルヲ得ス

第四条 本会ノ意見ヲ他ニ発表セントスルモノハ予シメ本会ノ承諾ヲ受クヘシ

第五条 本会ニ入ラント欲スル者アルトキハ本会ニ於テ無名投票ヲ以テ其可否ヲ決スヘシ

第六条 本会員中ヨリ期限ヲ定メ幹事三名ヲ互撰シ本会ニ関スル事務ヲ担当セシムヘシ

但幹事ノ任期ハ三ヶ月トス会費ハ一ヶ月金五拾錢ト定ムヘシ

第七条 此会則ハ会員三分ノ二以上ノ同意ヲ経ルニアラサレハ之ヲ改正スルコトヲ得ス

全七条の比較的短い会則ながら、研究会が他の貴族院会派に比べその力を発揮した決議拘束の規定が、「第三条 本会ノ決議ヲ実行スルトキハ会員ハ総テ之ニ従フ可キモノトス。但万止ムヲ得サル理由アリテ其決議ニ従フ能ハサル者アルトキハ予シメ其旨ヲ本会ニ詳述シタル後ニアラサレハ自己ノ意見実行スルヲ得ス」として明示されていることが確認で

きる。また、第六条にあるように当初にあつては、幹部としては「幹事三名」のみであつたことが注目される。水野前掲書では、研究会の当初の幹事として、大原重朝（伯爵）、万里小路通房（伯爵）、岡部長職（子爵）、堀田正養（子爵）、山内豊誠（子爵）、酒井忠彰（子爵）、松平康民（子爵）、鍋島直虎（子爵）、千家尊福（男爵）の名があげられているが、幹事の人数は三名であつた。また前掲「研究会小史」には、この九名を「研究会設立当時の幹部は、幹事として左記の諸君最も執掌したり」と記しており、この九名は設立から初期にかけての幹部の内、有力と見なされた人物の名称と思われる。最初期の幹事としては、前記の他、大河内正質（子爵）等もいた。

この会則は、研究会総会の決議により何回か増補されていることが、「山田家文書」からわかる。まず、明治三十五年六月の研究会総会で「一、本会規則増補改正ノ草案及ヒ他ノ団体ト交渉スル事件アルトキハ幹事ニ委託スル事」⁽¹²⁾とされ、会則の改正などは幹事が草案を作ることが決められている。

さらに明治三十五年一月一日華族会館における研究会総会で、「交渉特務両委員ニ関スル件、左之通議決ス。交渉員并ニ特務ノ委員五名ヲ置ク事。但両委員兼務スルヲ妨ケス」⁽¹³⁾と決議された。従来の幹事のみから幹部として交渉委員・特務委員を置くことが決まったのである。この規定を受け、改正された規則に基づき、役員の改選が行われた。⁽¹⁴⁾

研究会委員改選時の投票結果を見ると、交渉委員投票では、千家尊福が三〇票、岡部長職が二〇票、小畑美稲一九票、菊地大麓一一票、堀田

貴族院の会派「研究会」の初期「会則」・「規則」について

正養一〇票で以上五人が選任され、特務委員は千家一九票、堀田一六票、小畑一六票、岡部一四票、木下広次一一票で以上五名が選任された。⁽¹⁵⁾この投票結果を見ても千家が研究会に並々ならぬ勢力を有していた事がわかる。研究会の創設に伊藤博文や伊東巳代治との関係が深かったことは前述の通りであるが、千家と伊藤博文との関係は強かった。そもそも千家が明治二十一年六月七日、元老院議官として政界入りしたのは伊藤の推薦によるものだし、⁽¹⁶⁾明治三十五年二月七日付で千家を文部省普通学務局長に任ずるように命じたのも伊藤であつた。⁽¹⁷⁾

しかし、改選時に両委員に当選した岡部は、幹事の職務に専念するため両委員を辞任した。この件を承認する研究会総会決議について、明治三十五年一月二日付研究会幹事通知が、次のように伝えている。

一、岡部長職君ニハ前会ニ於テ交渉、特務両委員ニ当選ノ処、幹事事務益繁多ニ赴クヲ以テ両委員ヲ辞任シ全会一致ヲ以テ之ヲ認許セリ。

二、交渉、特務両委員補欠選挙投票ヲ為シ当選者左ノ通
交渉委員渡辺甚吉君 特務委員京極高典君

(略)
四、特務委員ノ提出本会申合ノ件、全会一致ヲ以テ左ノ通り可決セリ。

本会会員外ノ議員ヨリ提出スル上奏案又ハ法律案法律修正案建議案質問書ニ記名賛成セントスル者ハ其ノ意思ヲ本会ニ陳述シタル後賛否ヲ決スヘシ。若シ至急ヲ要スル場合アルトキハ特務

委員ニ協議シテ決スヘシ。⁽¹⁸⁾

この史料では、岡部の辞任だけでなく、新たな申し合わせとして「本会会員外ノ議員ヨリ提出スル上奏案又ハ法律案法律修正案建議案質問書ニ記名賛成セントスル者ハ其ノ意思ヲ本会ニ陳述シタル後賛否ヲ決スヘシ。若シ至急ヲ要スル場合アルトキハ特務委員ニ協議シテ決スヘシ」が決議されたことがわかる。

この申し合わせの背景には、第三議会における「選挙干渉ニ関スル建議案」の攻防があったのではないと思われる。建議案は、山川浩（懇話会）発議、二条基弘（三曜会）外八四名の懇話会・三曜会議員を中心とする議員の賛成により提出された。この時は研究会所属議員の出席が少ない間隙を突いて、八八対六八票をもって可決された。政府弾劾の意味も含むこの建議案の可決の衝撃により、研究会は、さらなる結束が必要となったのではないかと思われる。⁽¹⁹⁾

いずれにしても、このように、会則の変更や新たな申し合わせの決議をうけて、会則の改正が求められることになった。このことにつき、明治二五年一月二四日付研究会幹事通知で、「西五辻文仲君ノ発議ニヨリ幹事ヲシテ前會議決申合を編入シ本会規則修正案ヲ提出セシムル事ニ決セリ」⁽²⁰⁾とある通りである。

この後、幹事による会則の増補修正が行われ、「研究会規則（案）」として原案が作成された。⁽²¹⁾その規則（案）には、最初に研究会幹事から

研究会規則（案）

本月廿四日本会ノ決議ニ依リ、前任幹事ノ曾テ起草セル所ノ本会規

則改正案ニ基キ本規則案ヲ調製セリ。之ヲ現行規則ニ比スレハ条項大ニ増加スル所アリト雖トモ、其一二ヲ除クノ外皆本会實際ニ慣行シ来レルモノヲ取り、之ヲ条文トナシタルト現行規則ノ字句ニ於テ多少ノ増補修正ヲナシタルトニ過キス、爰ニ本案ヲ提出シ全会諸君ノ協議賛同ヲ乞フ。

明治二十五年十一月 日 研究会幹事

との文言が記されている。この記述から前掲の「研究会会則」という「現行規則」にそれまでの会員申し合わせや慣行を加味し、幹事が増補修正して「規則（案）」を作成したことがわかる。それは当初の「会則」に比し、より拘束を強めるものであった。規則（案）として研究会総会にかけられたものの全文は、以下の通りである。

研究会規則（案）

第一条 本会ヲ研究会ト称ス

第二条 本会ハ貴族院議員中有志会同シテ必要之事件ヲ研究ス

第三条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

常置委員 五名

幹事 三名

第四条 常置委員及ヒ幹事ハ投票ヲ以テ撰挙シ其任期ハ滿六ヶ月トス但初期ハ滿三ヶ月ヲ以テ半数ヲ改撰ス其退任者ヲ定ムルハ抽籤

法ヲ以テス

常置委員及ヒ幹事ハ重撰ヲ許サス

常置委員及ヒ幹事ニ当撰シタルモノハ其任ヲ辞スルヲ得ス但正当

ノ理由ヲ本会ニ陳述シ認諾ヲ得タル者ハ此限ニ非ス

第五条 常置委員ハ本会ノ運動上過失ナキヲ謀リ適宜其方法ヲ審議
計画ス

常置委員ハ時宜ニ応シ會員外議員ト交渉スルヲ得

常置委員ハ本会発兌ノ雜誌編集事務ヲ管理ス

第六条 幹事ハ毎年十一月次年度ノ本会予算案ヲ製シ之ヲ會議ニ附
ス

幹事ハ便宜庶務會計ヲ分担ス

庶務幹事ハ本会記録及ヒ通告ヲ担任ス

會計幹事ハ本会會計ノ事務ヲ担任ス

會計幹事ハ毎年十二月前年度ノ決算報告ヲ為ス

第七条 本会ノ意見ハ出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ナル
トキハ会長ノ決スル所ニ從フ但總會員三分ノ一以上出席スルニア
ラサレハ意見ヲ決スルヲ得ス

第八条 会長ハ毎会出席員中ヨリ投票ヲ以テ之ヲ定ム但時宜ニ依リ
指名ヲ以テ之ヲ定ムルコトアルヘシ

第九条 本会ノ決議ハ會員總テ之ニ從フモノトス但万止ムヲ得サル
理由アリテ其決議ニ從フ能ハサル者ハ予メ其旨趣ヲ本会ニ陳述シ
之カ認諾ヲ得ヘシ若シ至急ヲ要スル場合アルトキハ常置委員ニ協
議スヘシ

第十条 前条ノ認諾ヲ得タル場合ニハ其問題ニ対シテハ協議ノ数ニ

貴族院の会派「研究会」の初期「会則」・「規則」について

加ハラサル者トス

第十一条 本会會員外ノ議員ヨリ提出スル上奏案又ハ法律案法律修
正案建議案質問書ニ記名賛成セントスル者ハ其意思ヲ本会ニ陳述
シタル後賛否ヲ決スヘシ若シ至急ヲ要スル場合アルトキハ常置委
員ニ協議スヘシ

第十二条 本会ノ意見ヲ他ニ發表セントスル者ハ予メ本会ノ許諾ヲ
受クヘシ

第十三条 本会ニ加入セントスル者ハ會員三名以上ノ紹介人ヲ要ス
其諾否ハ惣會員過半数ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス

第十四条 本会會計年度ハ十二月一日ヨリ翌年十一月三十日ヲ以テ
一ケ年度トス

第十五条 本会会費出金額ハ毎年十一月予算議定ノ後會員ヨリ分賦
徴収ス

第十六条 本会会費ハ議院開会ノ始ニ於テ半額閉会ノ後ニ於テ半額
兩度ニ之ヲ徴収ス

第十七条 會計年度決算ニ残余アルトキハ積立金トシ銀行ニ預クヘ
シ

積立金ハ本会ノ許諾ヲ得ルニ非サレバ使用スルヲ得ス

第十八条 本規則ハ總會員過半数ノ同意ヲ得ルニ非サレバ之レヲ改
正スル事ヲ得ス

「山田家文書」の史料では、この「規則（案）」に対し、朱書で削除

訂正等がなされている。会議での議論の結果修正されたものを示したものである。

会議での主要な変更点は、

- ① 第四条の但書 「常置委員及ヒ幹事ハ重撰ヲ許サス」を「常置委員及ヒ幹事継続重撰セラル、トキハ之ヲ辞任スルコトヲ得」と修正した。これは幹部の固定化を促すことにつながったと思われる。
- ② 第五条の三項で規定された雑誌編纂事務の条文が削除された。
- ③ 第六条の冒頭の「幹事ハ毎年十一月次年度ノ本会予算案ヲ製シ之ヲ会議ニ附ス」を削除した。
- ④ 第十条の「前条ノ認諾ヲ得タル場合ニハ其問題ニ対シテハ協議ノ数ニ加ハラサル者トス」という研究会決議反対意見保持者についての規定を「前条ノ認諾ヲ得タル場合ニハ其問題ヲ協議スル議席ヲ避クヘキモノトス」とより明解に議場での反対表明が出来ないように修正された。この規定は、研究会設立期の「会則」が決議拘束の例外を研究会として認めた場合は、意思表示を必ずしも妨げる規定ではなかったことを考えると、格段に委員への拘束が強化されたといえるであろう。
- ⑤ 第十五条の「本会会費出金額ハ毎年十一月予算議定ノ後会員ヨリ分賦徴収ス」を「本会々費ハ毎年議會召集ノ際總會ヲ以テ之ヲ決ス」と修正した。
- ⑥ 第十八条の「本規則ハ総会員過半数ノ同意ヲ得ルニ非サレバ之レヲ改正スル事ヲ得ス」を「本規則ハ議會開会中ニ於テ総会員三分ノ二

以上ノ同意ヲ得ルニ非サレハ之ヲ改正スルコトヲ得ス」と修正し、本規則の改正をより難しくした。

こうした点の改正を反映し、會議可決規則として改めて会員に送付されたものが、以下の史料である。

研究会規則⁽²²⁾(明治二十五年十二月五日會議之節出席員ニ於テ可決)

- 第一条 本会ヲ研究会ト称ス
- 第二条 本会ハ貴族院議員中有志会同シテ必要之事件ヲ研究ス
- 第三条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク
常置委員 五名
幹事 三名
- 第四条 常置委員及ヒ幹事ハ投票ヲ以テ撰挙シ其任期ハ滿六ヶ月トス【但】初期ハ滿三ヶ月ヲ以テ半数ヲ改撰ス其退任者ヲ定ムルハ抽籤法ヲ以テス
- 常置委員及ヒ幹事ニ当撰シタルモノハ其任ヲ辞スルヲ得ス但正当ノ理由ヲ本会ニ陳述シ認諾ヲ得タル者ハ此限ニ非ラス
- 常置委員及ヒ幹事継続重撰セラル、トキハ之ヲ辞任スルコトヲ得
- 第五条 常置委員ハ本会ノ運動上適宜其方法ヲ審議計畫ス
- 常置委員ハ時宜ニ応シ会員外議員ト交渉スルヲ得
- 第六条 幹事ハ便宜庶務會計ヲ分担ス
庶務幹事ハ本会記録及ヒ通告ヲ担任ス
會計幹事ハ本会々計ノ事務ヲ担任ス

会計幹事ハ毎年十二月前年度ノ決算報告ヲ為ス

第七条 本会ノ意見ハ出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ会長ノ決スル所ニ従フ但総会員三分ノ一以上出席スルニアラサレハ意見ヲ決スルヲ得ス

第八条 会長ハ毎会出席員中ヨリ投票ヲ以テ之ヲ定ム但時宜ニ依リ指名ヲ以テ之ヲ定ムルコトアルヘシ

第九条 本会ノ決議ハ会員総テ之ニ従フモノトス但万止ムヲ得サル理由アリテ其決議ニ従フ能サルモノハ予メ其旨趣ヲ本会ニ陳述シ之カ認諾ヲ得ヘシ若シ至急ヲ要スル場合アルトキハ常置委員ニ協議スヘシ

第十条 前条ノ認諾ヲ得タル場合ニハ其問題ヲ協議スル議席ヲ避クヘキモノトス

第十一条 本会々員外ノ議員ヨリ提出スル上奏案又ハ法律案。法律修正案。建議案。質問書ニ記名賛成セントスル者ハ本会ニ協議シタル後賛否ヲ決スヘシ若シ至急ヲ要スル場合アルトキハ常置委員ニ協議スヘシ

第十二条 本会ノ意見ヲ他ニ発表セントスル者ハ予メ本会ノ許諾ヲ受クヘシ

第十三条 本会ニ加入セントスル者ハ会員三名以上ノ紹介人ヲ要ス⁽²²⁾其諾否ハ惣会員過半数ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス

第十四条 本会々計年度ハ十二月一日ヨリ翌年十一月三十日ヲ以テ一ヶ年度トス

貴族院の会派「研究会」の初期「会則」・「規則」について

第十五条 本会々費ハ毎年議會召集ノ際總會ヲ以テ之ヲ決ス

第十六条 本会々費ノ徴収ハ【年】二回以上トシ其時期ハ幹事之ヲ定ム

第十七条 会計年度決算ニ残余アルトキハ次年度ノ会費ニ繰り入ルヘシ

第十八条 本規則ハ議會開会中ニ於テ総会員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非サレハ之ヲ改正スルコトヲ得ス

注…規則中の【】で記した文言は、最終的に修正された確定文。

この總會での修正を経た規則案は、欠席の会員にも配布され、賛否が集計された。その結果を記した研究会幹事通知によると、会員六七名中四七名が賛成、反対一名、回答無しは一九名となっている。反対者は大久保忠順（子爵）であった。わずか一名の反対であったことは会の結束の固さを物語ると思われる。この結果、一二月二三日付で規則が決定し、一部文言が修正された規則が改めて、明治二五年一二月一八日に配布されている。⁽²³⁾

この規則改正による幹部選挙の結果は、常置委員大原重朝、鳥居忠文、千家尊福、小畑美稲、幹事は、万里小路通房、岡部長職、大河内正實であった。

なお、この時の幹事通知には、以下の注意が付されている。

今回本会新規則実施相成候ニ付テハ第七条但書ニ依リ総会員三分ノ一以上ノ出席アルニアラザレハ何等ノ決議モ難致候間、右特ニ御注

意ヲ促カシ候。右定足数ハ二十三名ヲ要シ候処、去十四日ノ如キハ一名ノ不足ニヨリ大ニ開議ノ時刻ヲ移シ候次第、是亦御参考迄申進候。

このように総会出席者の不足という問題は、深刻であつたようで、明治二五年二月二〇日研究会幹事通知⁽²⁶⁾によると、堀田正養が発議して「本会規則第七条」の改正を求め、出席者数の要件を「総会員三分ノ一以上」から「四分ノ一」以上に緩和するよう提案した。しかし、千家尊福の意見により、規則改正は止め、堀田が述べる精神を建議とすべきとした。その結果、会員の出席を希望するという建議が議題とされ、全会一致で可決されたという。

おわりに

以上の通り、研究会の初期会則・規則について紹介、検討した。研究会の規則は、当初から決議拘束の規定をもっていたことを確認できる。

また、「研究会会則」から「研究会規則」への改正は、会派の対抗の中で、次第に会員の拘束を強める方向でなされたのであつた。その結果、当初からあつた第九条の決議拘束のみならず、決議拘束の例外を認められた場合も議場ででの表明は許されない規定（第一〇条）、会員外提出の議案への署名制限（第一条）、意見表明の場合における会の許諾（第二二条）といった諸種の拘束規定が、第四議會前には確定したのであつた。

金子堅太郎は、前掲書翰の通り、創設当初の研究会について「内実未ダ堅固ナラザル事実」を指摘したが、より強固な結束を求め規則の改正

が行われたのである。このような規定があるが故に研究会は、貴族院の会派の中でも極めて強力な存在に成長したのであつた。

ただし、規則に見る限り研究会の意思決定は、所属議員全体の多数決によるというものであり、必ずしも幹部による独裁的なものであつたわけではない。一方で、規則改正の過程で主要人事の重任が可能となつたことは幹部の固定化につながつたと思われる。また、総会などの意思決定の場における会員の出席率の低さは、有力議員の会主導に寄与するものであつたと考えられる。さらに、研究会は、尚友会という子爵選挙での選挙母体を持つことになるが、幹部による会員への統制は、選挙候補の選定などといった具体的な運営のなかで確立されたと思われる⁽²⁷⁾。

なお、今回は一部の利用に止めたが、今後、「山田家文書」により初期貴族院の政治会派について検討していく予定である。

注

（1）水野勝邦『貴族院の会派研究会史』明治大正篇（社団法人尚友倶楽部、一九八〇年）。この他水野氏は、尚友倶楽部から出版された貴族院関係書籍を多く執筆されている。

なお、本稿の史料引用に際しては、旧字等は通行の字体に改めた。

（2）水野前掲書、一五七頁以下。

（3）尚友倶楽部史料調査室・小林和幸編『幸倶楽部沿革日誌』所収（芙蓉書房出版、二〇一三年）。

（4）水野前掲書、一六一頁以下。

- (5) この第一議會での予算案を巡る貴族院の攻防については、拙著『明治立憲政治と貴族院』（吉川弘文館、二〇〇二年）第二部第一章参照。
- (6) 明治二十四年二月二〇日付伊藤博文宛金子堅太郎書翰（秘書類纂 帝國議會資料）。
- (7) 前掲拙著、第二部第一章参照。
- (8) 「公文雜纂・明治二十四年・第三十七卷・未決議案・第二回帝國議會三」所収（独立行政法人国立公文書館所蔵）。この建議案への賛成署名者は、拙稿「初期貴族院における「対外硬派」について」（駒澤大学 文学部紀要）六二号、二〇〇四年三月）でも紹介した。なお、貴族院議員の所属会派は、酒田正敏編『貴族院会派一覧』（日本近代史料研究会、一九七四年）による。但し同書では、第一議會から第三議會における会派所属は掲載していない。
- (9) 明治二十四年二月二八日付松方正義宛千家尊福書翰（「松方正義関係文書」国立国会図書館憲政資料室所蔵）。
- (10) なお、筆者は、二〇一七年一月一八日、その概要を、中野市教育委員会主催の講演会において「帝國議會貴族院議員としての山田莊左衛門―山田家文書から分かること―」として報告した。
- (11) 水野前掲書、一六八頁。
- (12) 「山田家文書」九〇―五一六、明治二五年六月一九日研究会幹事通知。
- (13) 「山田家文書」九〇―四〇八―五。
- (14) 「山田家文書」九〇―六一三―六三。
- (15) 明治二五年一月一八日付伊東巳代治宛千家尊福書翰（「伊東巳代治関係文書」、国立国会図書館憲政資料室蔵）。清浦奎吾もこの時交渉委員に当選したが辞退している。
- (16) 鈴木西湖「男爵千家尊福君」（『太陽』一五―九「新進二十五名家」一九〇貴族院の会派「研究会」の初期「会則」・「規則」について
- (17) 明治二五年一月二六日付伊東巳代治宛伊藤博文書翰（前掲「伊東巳代治関係文書」）。
- (18) 「山田家文書」九〇―四〇八―一三。
- (19) なお、明治二五年二月二〇日、第四議會の貴族院に鍋島直彬、唐橋在正、板倉勝達提出、二条基弘外三九名賛成による政府への質問「選挙干渉ニ関スル質問」が提出された。これは三曜会・懇話会議員が中心であったが、高知県選出の多額納税者議員島内武重は研究会所属（第四議會中に死去）ながら賛成者に名を連ねている（「貴族院議員子爵板倉勝達外二名ヨリ選挙干渉ニ関スル質問ニ対シ答弁ノ件」、「公文雜纂・明治二十六年・第二十九卷・第四回議會二」所収、独立行政法人国立公文書館蔵）。こうした問題での多額納税者議員の拘束の難しさと思われる。
- (20) 「山田家文書」九〇―四〇八―一四。この時の通知では、「京極高典君近來病氣ニ付特務委員ノ辞任」とその補欠選挙投票の結果「大原重朝君当選」などを伝えている。
- (21) 「山田家文書」九〇―四〇八―二六（活版）。
- (22) 「山田家文書」九〇―四〇八―二〇（コンニャク版）。
- (23) 「山田家文書」明治二五年二月一三日付（九〇―六一三―六三）。
- (24) 史料中に示した通り、修正された文言は、第二条の「必要之事件」の「之」を「ノ」にしたこと、第四条の「初期ハ」の前に「但」をいれ「但初期ハ」としたこと、第三条の「要ス」を「要シ」としたこと、第一六条の「二回以上」の前に「年」を加え「年二回以上」としたことである。
- (25) 「山田家文書」九〇―六一三―六〇―一・同九〇―六一三―六〇―二（謄写版）。
- (26) 「山田家文書」九〇―五七一―二五。

- (27) 前掲拙著のほか、西尾林太郎『大正デモクラシーと貴族院改革』（誠文堂、二〇一六年）参照。

附記

本稿は科学研究費補助金基盤研究（C）二四五二〇七六九（研究代表）、基盤研究（B）一五H〇三二三八（分担研究）による研究成果の一部である。

また、本研究のための資料調査に際しては、長野県中野市立「（仮称）山田家資料館」の寺島正友、山田正子両氏ならびに中野市立博物館の大滝敦士氏に御世話になりました。記して謝意を表します。